



東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科
医師が共同して保険
診療を充実させよう

東京歯科保険医協会は設立50周年を迎えました

News View

2 談話
次期診療報酬改定に向けて～診療
側の視点に立った適切な評価を～

集团的個別指導は9月7・8日実施

3 【新連載】
歯科医療を経済から見てみる (1)
尾崎哲朗／日本歯科医療管理学会理事長

4 <オン資>現場の業務負担増加
調査で実態が浮き彫りに

5 経営・税務相談Q&A
No.408 インボイス制度
～よくあるご質問をご紹介します！ Vol.2～

6 50周年記念企画 ご案内

7 保険医美術展が銀座で開催
協会から4名が力作を出品

8 教えて！会長!! 「半世紀を迎えて」

9 症例研究
金属床総義歯
(保険外併用療養費と院内揭示)

11 ～先生の一步につなぐ～
私の歯科訪問診療 (横山靖弘理事)

12 申請期限迫る 9月末まで
オン資補助金

医師・歯科医師9割が「健康保険証残すべき」

約77万人 ひも付けなし

厚生労働省は8月24日、新たに41万人のデータがひも付いていないことを明らかにした。本人や事業主側からマイナンバーが提出されていないことなどが原因とされ、データが未登録で、そもそもマイナ保険証が利用できない人は合計約77万人にのぼる。これは、同省が同日開催された社会保障審議会医療保険部会に報告し、明らかになったもの。

同省は今後、未登録者に対して、データが未登録であることを連絡し、11月末までを目途に、未登録者からマイナンバーなどを提出してもらい、整備を行うとしている。

これに先立って政府は8月8日、マイナンバー総点検の中間報告を公表している。マイナンバーと健康保険証とのひも付け誤りが新たに1千69件確認され、これまでのひも付け誤りは計8千441件になった。

岸田文雄首相はひも付け実施機関に対し、個別データの点検を原則として11月末までに行うよう関係機関に指示した。

医師・歯科医師の9割が健康保険証を残すべき。全国保険医団体連合会が7月27日から8月8日にかけて実施した緊急調査では、回答があった5千55件の医療機関のうち、約95%の4千574件の医療機関が「健康保険証を残す必要がある」と回答した(当協会のアンケート結果は3面)。

また、約3割にあたる1千679件の医療機関で何かしらのトラブルがあったと回答があった。回答では70歳以上の高齢者でオンラ

一方、前述の社保審医療保険部会前日の同23日、厚生労働省はマイナ保険証未対応の医療機関でも患者が保険診療を受けられるようにするため、マイナ保険証の取得者に、加入する健康保険組合や自己負担割合など医療保険情報を記載した「資格情報のお知らせ」を通知することを検討していることを明らかにした。

しかし、マイナ保険証のトラブルが続発していることや、まだ総点検を行っていない2千98団体でさらにひも付け誤りが増える可能性が高い。保険者は膨大な作業を強いられ、業務がひっ迫するとの懸念の声も出ている。

また、医療機関においては、①マイナ保険証、②資格確認書、③現行の「健康保険証」、④資格情報のお知らせ、のそれぞれへの対

総点検

ひも付けミスが新たに1千69件に

厚生労働省は8月24日、新たに41万人のデータがひも付いていないことを明らかにした。本人や事業主側からマイナンバーが提出されていないことなどが原因とされ、データが未登録で、そもそもマイナ保険証が利用できない人は合計約77万人にのぼる。これは、同省が同日開催された社会保障審議会医療保険部会に報告し、明らかになったもの。

同省は今後、未登録者に対して、データが未登録であることを連絡し、11月末までを目途に、未登録者からマイナンバーなどを提出してもらい、整備を行うとしている。

これに先立って政府は8月8日、マイナンバー総点検の中間報告を公表している。マイナンバーと健康保険証とのひも付け誤りが新たに1千69件確認され、これまでのひも付け誤りは計8千441件になった。

岸田文雄首相はひも付け実施機関に対し、個別データの点検を原則として11月末までに行うよう関係機関に指示した。

医師・歯科医師の9割が健康保険証を残すべき。全国保険医団体連合会が7月27日から8月8日にかけて実施した緊急調査では、回答があった5千55件の医療機関のうち、約95%の4千574件の医療機関が「健康保険証を残す必要がある」と回答した(当協会のアンケート結果は3面)。

また、約3割にあたる1千679件の医療機関で何かしらのトラブルがあったと回答があった。回答では70歳以上の高齢者でオンラ

一方、前述の社保審医療保険部会前日の同23日、厚生労働省はマイナ保険証未対応の医療機関でも患者が保険診療を受けられるようにするため、マイナ保険証の取得者に、加入する健康保険組合や自己負担割合など医療保険情報を記載した「資格情報のお知らせ」を通知することを検討していることを明らかにした。

しかし、マイナ保険証のトラブルが続発していることや、まだ総点検を行っていない2千98団体でさらにひも付け誤りが増える可能性が高い。保険者は膨大な作業を強いられ、業務がひっ迫するとの懸念の声も出ている。

また、医療機関においては、①マイナ保険証、②資格確認書、③現行の「健康保険証」、④資格情報のお知らせ、のそれぞれへの対

「資格情報」文書交付へ

イン資格確認の画面の「負担割合」と健康保険証の券面の「負担割合」に相違があったかどうか質問したところ全体の13・3%にあたる693件の医療機関が1件以上あったと回答している。誤表示となる原因は「自治体の入力ミス」「システム仕様による誤表示」「レセプトコンピューターの仕様の問題」などと推定され、厚生労働省が実態調査を行っている。

会員の皆様の役に立つ活動を行っています 未入会の先生をご紹介ください



東京歯科保険医協会
組織部長 福島 崇

暦の上では秋を迎えましたが、まだまだ暑い日が続いております。このような状況の中、日々の診療に加え、協会の諸事業にご協力くださる会員の皆様に、感謝申し上げます。

協会は今年で設立から50周年を迎え、会員の皆様のご紹介などにより、6月に会員6,000名を超える組織となりました。会員が増えることにより歯科医師を悩ませる様々な問題を、国や行政に伝える際の説得力が大きくなっていきます。今後も会員地区懇談会などを通じて、会員の声を集め、国や行政に伝えていきます。また、設立50周年を記念して、9月10日(日)にシンポジウムとレセプションを開催しますので、ぜひご参加ください(詳細=6面)。

◆新規個別指導や雇用・税務・経営対策にも対応します

最近では、指導計画がコロナ禍前に戻り、保険医療機関の新規指定から、1年を経過しないうちに新規個別指導が実施されるようになりました。協会は、会員が新規個別指導でも困ることがないよう、日々の保険診療のルールやカルテ記載など基本的なことから学べる「新規開業医講習会」を開催しています。新規開業医だけでなく、若手の勤務医、研修医の方にも参考になる講習会のため、まだご参加いただいていない先生や、ご近隣に未入会で新規個別指導を控えている先生がいらっしゃいましたら、お声がけをいただければと存じます。このほかにも施設基準を届出するために必要な講習会や学術研究会など様々なセミナーも充実していますので、ぜひご参加ください。

雇用や税務など経営に関することは、診療所内で相談する相手がおらず、頭を悩ませる先生も多いと思います。その時は、協会にお電話いただければ、一緒に解決策を考えます。そのうえで解決が難しい場合には、顧問の税理士や弁護士に無料で相談できる無料相談会を活用することもできます。

病気やけがによる休業時に役立つ休業保障や、万が一の際の保障であるグループ生命保険、自在性と安定性が高い保険医年金など、会員の生活を支える共済制度も充実しています。

その他、ホームページやデンタルブックという協会独自の電子書籍システムやメールニュースなどで、最新の歯科医療情報を迅速に発信しています。

協会では、9月、10月を拡大月間と位置づけて、会員拡大に力を入れております。会員の皆様のお役に立てるよう日々努力を積み重ねてまいりますので、引き続き協会の諸活動へのご協力と、未入会の先生方へのご紹介をよろしくお願いいたします。

を崩した。気象予報士が言うには、猛暑はこれからも続くらしい▼このまま毎年のように猛暑がひどくなり、大雨が続くなど気象条件も変わるすると、我々の外来診療にも変革が必要になるかもしれない。車での患者の送迎、また気象条件を理由とした訪問診療の依頼などが脚光を浴びるであらう。外来に患者が来る、ということが当たり前になることはなくなってくるかも知れない▼何か手立てを講じないと、第二次ベビーブームの世代が高齢化する時代がやってくる。その時の気象条件は、外来診療に大きな影響を与えるだろう。それを前提とし、私は外来診療というものを見直す時期がきているのではないかと考えている▼これからは、患者が過ごしやすい、あるいは治療しやすいところで治療を施すという時代が意外と早くやってくることを感じる。もう安穩と治療室で患者を待っている時代は終わりを告げつつあると考える次第だ。(F)

探針

とにかく暑い。8月1日にこの原稿を執筆しているが、連日の猛暑で私も体調を崩した。気象予報士が言うには、猛暑はこれからも続くらしい▼このまま毎年のように猛暑がひどくなり、大雨が続くなど気象条件も変わるすると、我々の外来診療にも変革が必要になるかもしれない。車での患者の送迎、また気象条件を理由とした訪問診療の依頼などが脚光を浴びるであらう。外来に患者が来る、ということが当たり前になることはなくなってくるかも知れない▼何か手立てを講じないと、第二次ベビーブームの世代が高齢化する時代がやってくる。その時の気象条件は、外来診療に大きな影響を与えるだろう。それを前提とし、私は外来診療というものを見直す時期がきているのではないかと考えている▼これからは、患者が過ごしやすい、あるいは治療しやすいところで治療を施すという時代が意外と早くやってくることを感じる。もう安穩と治療室で患者を待っている時代は終わりを告げつつあると考える次第だ。(F)

発行所 東京歯科保険医協会

〒169-0075
東京都新宿区高田馬場1-29-8
いちご高田馬場ビル6階
電話 03(3205)2999
振替口座 00180-0-118231
購読料 年6,000円
(会員の購読料は会費に含まれています)

ホームページアドレス <https://www.tokyo-sk.com/> e-mail info@tokyo-sk.com

歯科医療を経済から見てみる(1)

「家計調査」から歯科医療を見てみると…



プロフィール 1983年日本大学歯学部卒業。1987年同大学大学院歯学研究科修了。1998年日本大学歯学部助教授。2002年日本大学歯学部医療人間科学分野教授、日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校校長、日本歯科医療管理学会常任理事。2008年日本歯科医療管理学会副会長、2019年日本歯科医療管理学会理事長。ほかに、日本公衆衛生学会理事、日本産業衛生学会生涯教育委員会委員、社会歯科学会副理事長などを歴任。

尾崎 哲則 (おざき・てつのり)
日本歯科医療管理学会 理事長
日本大学 客員教授

図 1

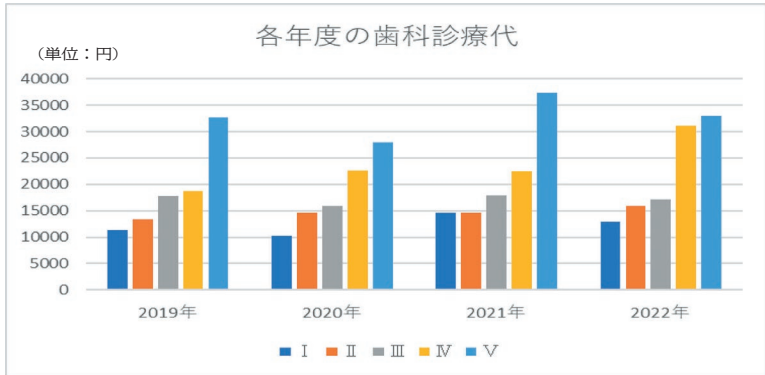


図 2

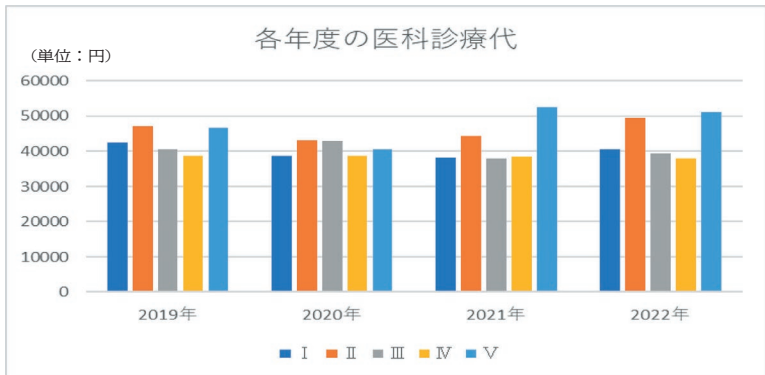


図1、図2ともに、筆者が総務省統計局「家計調査」より作図

◆年間収入階級と五分位とはー

「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。

「五分位階級」とは、全ての世帯を毎月の実収入(現金収入)、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で五等分して五つのグループを作った場合の各グループのことで、収入の低い方から順次第I、第II、第III、第IV、第V五分位階級という。それぞれの階級について収入と支出をまとめたものが「五分位階級別」の結果であり、所得階層別に家計収支をみたり、所得の格差の動きをみたりする際に有用である。

【出典】「家計調査用語の解説」(総務省統計局)

「歯科医療を経済から見てみる」というタイトルで、5回の連載でお話を進めていく予定です。いろいろな、経済資

料や経済学的観点から、歯科医療を考えていきます。

今回は、「家計調査」

ところで、「家計調査」を存じますか?

総務省統計局のホームページから引用すると、「家計調査は、一定の統計上の抽出方法に基づき選定された全国約9千世帯の方々を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債などを毎月調査しています。家計調査の結果は、我が国の景気動向の把握、生活保護基準の検討、消費者物価指数の品目選定及びウエイト作成などの基礎資料として利用されている」になります。

したがって、国民医療費や医療経済実態調査は、どちらかというと診療側から見ていきますが、この調査

は、家計から支払われた金額で示されています。

今回は、2019年から22年までの4年間の年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額を図1、図2に示しました。IからVは、世帯の年間収入による区分で、IからVにむかつて収入が増加していきます。縦軸は、支払額を円単位で示しています。そのため、医療機関での診療行為に対する支払額を示しますの

で、国民医療費とは異なり、自費診療分も入りますが、保険診療では一部負担金額になります。歯磨剤や歯ブラシ購入費は、別途項目がありますので入りませ

る。

さて、歯科診療代の年度ごとの平均額は、19年は1万8千812円、20年は1万8千294円、21年は2万1千441円、22年は2万2千円でした。19年から20年で低下し、その後、緩やかに22年に向けて増加しています。

診療報酬改定の年である20年は、通常、家計からの支出も増加が想定されましたが、実際に、減少したことは、新型コロナウィルス感染症の影響を受けたと考えられます。

しかし、特に、見ていた

だきたいのは、図1です。

年間収入により歯科診療代に差がみられ、年間収入の区分がIからVに向けて、歯科診療代が増加している点です。いずれの年もこの傾向を示しており、これは、歯科診療代の特徴です。弾力的な支出項目と言

われていますが、世界の先進国では、同様な傾向がありますが、保険制度でのカバー範囲が最も多い日本でも、このような差があることは、今後検討していく必要があります。

一方、医科診療代の年度ごとの平均額は、19年は4万3千74円、20年は4万850円、21年は4万2千344円、22年4万3千727円で、歯科とほぼ同様の傾向を示しています。しかし、年間収入により医科診療代に差がほとんどみられません(図2)。

このような、特徴を存じであつたでしょうか。

今回は示しませんでした

が、「家計調査」は、地域格差も見ることができると、いろいろな分析ができることでも知られていま

オンサイトラブル実態調査第2弾結果
現場の実態が浮き彫りに

協会は、7月31日から8月7日にかけて「第2弾オンサイトラブル実態調査」を行った。

回答があつた122件のうち、9割以上でマイナ保険証を利用する患者の対応で新たに受付業務が増えた」と回答した(図1)。

どのような業務が増えたのかを聞くと、「患者さんへの説明」が最多で、「カードリーダー等の機器の操作補助」「資格の確認作業」と続いた(図2)。マイナ保険証を利用しても資格確認ができない場合の対応で患者に被保険者資格申立書を記載させる厚労省の方針について考えを聞くと、「健康保険証の持参で十分」が最多で、「受付業務

が増えることの懸念」や「患者とのトラブルを懸念」への回答も多く見られた。また、この申立書を「患者に書かせるべきではない」にも回答があつた。

2024年秋には健康保険証を廃止するという国の方針に対して、「健康保険証を残す必要がある」との回答は9割を超えた。

マイナ保険証による資格確認のトラブルが相次いでいるが、患者さんが安心して医療機関を受診できるのは、窓口で健康保険証を提示すれば、定められた負担割合で医療を受けられるからである。国民がいつでもどこでも安心して医療が受けられるためには健康保険証の存在は必要不可欠であ

都内の各自治体

物価高騰支援金スタート

協会要望が実る

協会が各自治体に要望していた歯科医療機関に対する物価高騰対策支援が始まっている。

東京都では昨年度、光熱費支援の対象とならなかった無床診療所に対して一律1万円の「東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金」を支給することが決まった。

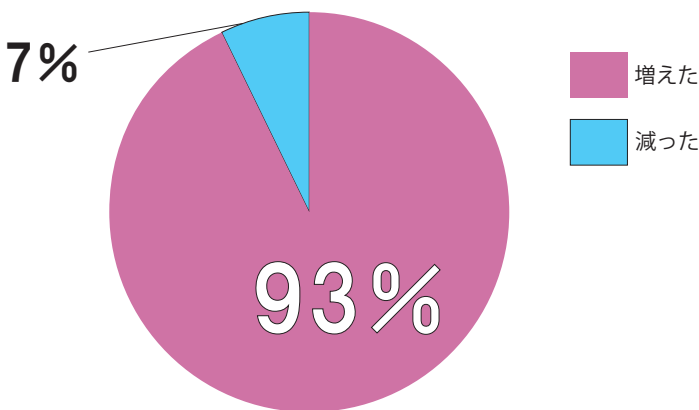
申請は10月上旬下旬
短期間のための要注意

東京都の支援金の申請期間は10月上旬から10月下旬とされており、申請期間が短いため、注意が必要である。他にも、葛

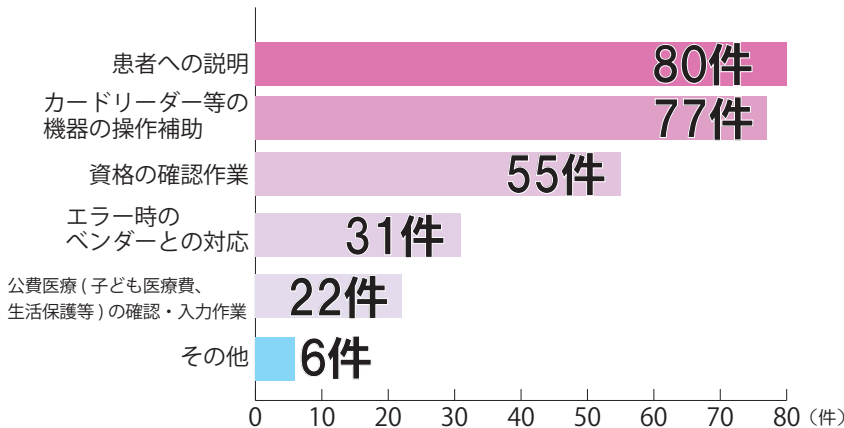
飾区では歯科医療機関に対し、10万円の支援策が行われている。また、葛飾区、品川区、江東区、荒川区、目黒区、北区では物価高騰対策として金利の低い緊急融資を行うなど、各自治体でさまざまな支援策が行われている。

協会では機関紙、ホームページ、デンタルブックなどで助成金や融資の情報を周知していく予定である。デンタルブックに登録するとメールで最新情報が届くため、まだ登録をしていない先生はこの機会に登録することをお勧めする。

(図1) マイナ保険証の患者への対応で、新たに受付業務は増えましたか、減りましたか。



(図2) どのような業務に時間や人手がかかりましたか。(複数回答)



協会は今後も健康保険証の廃止方針の撤回を強く求めていく。

調査にご協力をいただいた先生方、ありがとうございました。

経営・税務相談Q & A No.408

インボイス制度

～よくいただくご質問をご紹介します！ Vol.2 ～

10月から始まるインボイス制度。協会にも問い合わせが増えてきており、前号に続き今号でも、先生方からよくいただくご質問をご紹介します。

Q 自院は簡易課税事業者だが、顧問税理士がインボイス発行事業者に登録するとやっている。登録をした場合の注意点について教えてほしい。

A 簡易課税事業者がインボイス発行事業者に登録をした場合、領収書等の「発行」において対応が変わります。具体的には領収書、納品書、請求書等に必要事項を記載し、インボイス(適格請求書等)として発行する必要があります。また、発行したインボイスの写しの保管義務が発生しますので、適切に保管をしてください。

Q すでにインボイス発行事業者の登録をしたが、取り下げをしたい場合にはどうすれば良いか。

A インボイス発行事業者登録の取り下げは、10月1日を登録日としていた場合、取り下げの届を9月30日までに、所管のインボイス登録センターに提出する必要があります。しかし取り下げの届の書式は公表されていません。協会の顧問税理士事務所が作成した見本をご用意しておりますので、ご希望の方はご連絡ください。

なお、取り消し(10月1日以降)の手続きは取り下げとは異なり、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」という書式が国税庁から出されていますが、記入にあたっては注意すべき点が多く、煩わしいものとなってしまいます。インボイス発行事業者の登録を取り下げたい場合は、9月30日までに手続きを行うことをお勧めします。

Q 自院は本則課税事業者であるため、仕入税額控除を受けるため、取引先がインボイス発行事業者であるかを確認したいが問題はなにか。

A 登録状況を確認すること自体は問題ありません。ご質問のとおり、インボイス制度では、本則課税事業者である歯科医療機関の仕入や購入の取引先がインボイス発行事業者の登録をしていない場合、支払った消費税の仕入税額控除の適用が受けられないなどの影響が生じます。そのため、インボイス制度が始まる前に、取引先の登録状況を確認すること

は重要です。なお、確認方法は以下の2種類があります。

①国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で調べる
②取引先に連絡をして確認する
登録をしていない取引先に対して、値下げ交渉や取引中止を求めることは、独占禁止法で規制されていますので、気を付けてください。

また、インボイス制度開始後、取引先から適格請求書等を受け取った際には、登録番号が正しいかどうかも国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で調べることも大切です。

協会では、8月31日(木)に顧問税理士を講師に招き、インボイス制度研究会を開催いたしました。研究会を録画したものを配信予定です。当記事でのQ & Aの内容についても説明をしています。配信開始日は、協会ホームページやデンタルブックメールニュースでお知らせいたします。

◆協会では「東京歯科保険医新聞」4月号に、「インボイス制度の概要」をわかりやすくご紹介しています。協会ホームページからもご覧いただけますので、ぜひ右のQRよりご確認ください。



インボイスチラシ

歯科訪問診療懇談会

～これから始める歯科訪問診療ステップアップ編～

これまで協会では、これから歯科訪問診療を始める先生のための講習会を開催してきました。今回は「ステップアップ編」として、これまでの講習会では説明しきれなかった「実際に歯科訪問診療を行ったものの続かない」「訪問時の不安がまだ残る」「ケアマネジャーとの連携の仕方に悩んでいる」などの具体的な不安を払拭する講習会を懇談会形式で開催します。

参加予約をいただいた先生には事前アンケートをお送りし、いただいたお悩みなどを中心に懇談します。ぜひ、この懇談会でお悩みを解決しませんか？

日 時 9月25日(月) 午後7時～9時
講 師 協会講師団
会 場 東京歯科保険医協会 会議室(※1)
定 員 会場参加：20名程度
対 象 会員とそのスタッフ
参加費 無料
予 約 右のQRからお申し込みください。



予約フォーム

医科歯科連携研究会

～認知症とインプラント・歯科治療(仮題)～

毎年恒例となりました当協会と東京保険医協会、千葉県保険医協会の3協会による医科歯科連携研究会を、今年も開催いたします。

今回は、認知症とインプラントをテーマに、医科と歯科から講師をお招きします。ぜひご参加ください。

日 時 11月19日(日) 午後2時～4時30分
講 師 栗田 主一 氏(東京都健康長寿医療センター研究所 認知症未来社会創造センター センター長)
春日井 昇平 氏(総合南東北病院 顎顔面インプラントセンター センター長)
会 場 東京保険医協会セミナールーム(※3)・Web配信(※4)
定 員 会場参加：30名、Web参加：500名
対 象 会員とそのスタッフ
参加費 無料
予 約 右のQRからお申し込みください。



予約フォーム

地域医療研究会

最期までかかりつけ歯科医でいるために

～地域に溶け込むためのヒント～

ライフステージに応じた継続的な口腔の管理が重要視されている現在の歯科医療において歯科訪問診療に関わることは避けて通れない課題です。

今回は、杉並区歯科保健医療センターの診療医長である福井智子氏をお招きし、地域医療のなかで歯科医院がどのように関与し、患者に寄り添い、最期までかかりつけ歯科医でいるためにどのようなことが必要なかを現場目線でご講演いただきます。

講演内容の抄録は協会HPやQRに掲載しています。あわせてご覧ください。

日 時 11月20日(月) 午後7時～9時
講 師 福井 智子氏
(杉並区歯科保健医療センター 診療医長)
会 場 東京歯科保険医協会 会議室(※1)・Web配信(※4)
定 員 会場参加：18名、Web参加：300名
対 象 会員とそのスタッフ
参加費 無料(会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円)
予 約 右のQRからお申し込みください。



抄録および予約フォーム

経営管理研究会

歯科医院の事業承継・継承の実態とポイント

高齢化が進む日本では歯科医院を存続させていくための事業承継・継承が大きな問題となっています。そこで、歯科医院の事業承継・継承に関しての実態やポイントを当会の坪田会長がわかりやすく解説します。

地域医療を守るためにも事業を継承していくことは大切です。今後、医院承継・継承を検討している先生はぜひご参加ください。

日 時 12月7日(木) 午後7時～8時30分
講 師 坪田 有史氏(東京歯科保険医協会会長)
会 場 ワイム貸会議室高田馬場 4F(※2)
定 員 会場参加：25名
対 象 会員およびご家族
参加費 無料
予 約 右のQRからお申し込みください。



予約フォーム

トラブル対策は早めの対応がポイント

無料相談

法律相談、経営&税務相談

協会の顧問弁護士と顧問税理士が回答いたします。

(相続、賃借契約のトラブル、記帳や仕分け方法など何でもご相談ください)

日 時：9月21日(木) 午後2時～5時
定 員：6名(各3名。相談時間は1人1時間以内)
場 所：東京歯科保険医協会 会議室
要予約：03-3205-2999(担当：経営管理部)
※予約は、受付順とさせていただきます。

ホームページアドレス <https://www.tokyo-sk.com/> e-mail info@tokyo-sk.com

ドクター・スタッフ講習会
～シャープニング・SRP実習～

毎年好評のシャープニング・SRP実習の講習会です。全3回のうち、超音波スケーラー編のみ空席がございます。

日 時 11月30日(木) 午後6時30分～9時
講 師 新田 浩氏(東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科
総合診療歯科学分野教授)
会 場 東京歯科保険医協会 会議室(※1)
定 員 20名(残席わずか)
対 象 会員の歯科医院勤務の歯科衛生士
参加費 10,000円(1名)
予 約 右のQRからお申し込みください。



11/30 超音波スケーラー

研究会・行事ご案内

第1回社保研究会

集団的個別指導、返戻・減点、オン資の対応を中心に

今年度の高点数を理由にした集団的個別指導は、9月7日(木)と9月8日(金)の2日間に分けて開催されます。新規個別指導や個別指導もほぼ毎月行われる計画です。研究会では厚生局などへの開示請求の結果から読み取れる傾向と対策を中心にお話しします。また、協会に寄せられている相談の中から、レセプトの返戻や減点の特徴点や対処方法、窓口でオンライン資格確認が行えなかった場合の対応方法等についても解説します。ぜひご参加ください。

日時 9月4日(月)午後7時～9時

講師 協会講師団

会場 東京歯科保険医協会 会議室(*1)・Web配信(*4)

定員 会場参加:18名、Web参加:500名

対象 会員とそのスタッフ

参加費 無料(会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円)

予約 右のQRからお申し込みください。



予約フォーム

第2回学術研究会

「開業医が行う歯周基本治療の要点と長期管理」

45年前、重度の歯周病の患者さんがお見えになりました。何も知らない私たちのやったことは、新米歯科衛生士のSRPと患者さんの熱心なブラッシングでした。しかし、10mmあった歯周ポケットが3mmになったのです。一時は歯周外科に夢中になった時期もありましたが、今ははっきりとわかってきたことは相当な重度の歯周病でも歯周基本治療で治るということです。

患者さんの時間的、心理的、経済的な負担が少なく治るのがいちばんだと思います。長期症例を交えながら、そのノウハウをお話したいと思います。

日時 10月18日(水)午後7～9時

講師 谷口 威夫氏(谷口歯科医院/日本歯周病学会認定歯周病専門医・指導医他)

会場 東京歯科保険医協会 会議室(*1)・Web配信(*4)

定員 会場参加:18名、Web参加:500名

対象 会員とそのスタッフ

参加費 無料(会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円)

予約 右のQRからお申し込みください。



予約フォーム

また、協会ホームページからお申し込みいただけます。

第1回学術ベーシック講座

～口腔機能低下症の導入から保険算定まで～

最近「オーラルフレイル」とかメディアやSNSで聞くけど・・・ちゃんと患者に説明できますか? 2025年には、65歳以上の高齢者は30%になると予想されています。患者年齢が若い医院でも、今後は年配の患者が増加する可能性が高いです。オーラルフレイル対策は、健康寿命の延伸に繋がり、国を挙げて推進する事業です。現在、東京都の介護施設では誤嚥・窒息による事故が多く、今後、介護施設や患者から口腔機能低下症の訓練を依頼される機会が増えてくると予想されます。口腔機能低下症の診断や治療なんてうちでは無理、でも興味はあるという先生に、ぜひ参加して欲しい講習会です。

残席わずか: Web

日時 10月21日(土)午後7時～9時

講師 松島 良次氏(東京歯科保険医協会 理事)

会場 東京歯科保険医協会 会議室(*1)・Web配信(*5)

意見交換を行うため、Web参加の方はビデオをONにしてご参加ください。

定員 会場参加:15名、Web参加:20名

対象 会員

参加費 4,000円

予約 右のQRからお申し込みください。

また、協会ホームページからお申し込みいただけます。



予約フォーム

第2回新規開業医講習会

2023年度の新規個別指導は、概ね開業後、半年～8カ月以内の医療機関が選定されています。指導対策は通知が届く前に、早い段階で準備を進めることが大切です。

講習会では指導で指摘されやすい事項を含め、保険診療の基本的なルールやカルテ記載、請求方法、自費と保険の考え方を丁寧に解説します。指導対策としてだけではなく、これから開業を検討している先生や、もう一度、保険診療について勉強したい先生、勤務医の先生にもぜひご参加いただきたい講習会です。

日時 10月15日(日)午後12時～5時

講師 協会講師団

会場 ワイム貸会議室 高田馬場 3F(*2)

定員 50名

参加費 会員:13,000円

未入会員:30,000円

予約 右のQRからお申し込みください。



予約フォーム

- *1 東京歯科保険医協会:新宿区高田馬場1-29-8 いちご高田馬場ビル6階
交通 JR山手線・西武新宿線「高田馬場駅」(戸山口)より徒歩3分
東京メトロ東西線「高田馬場駅」(3番出口)より徒歩5分
- *2 ワイム貸会議室高田馬場:新宿区高田馬場1-29-9 TDビル(交通は上記「*1」と同じ)
- *3 東京保険医協会セミナールーム
- *4 Web開催・配信はZoomウェビナーを使用します。
- *5 Web開催・配信はZoomミーティングを使用します。

2023年度会員地区懇談会

～WEBでは話せない返戻・減点事例の実態!～

最近のレセプト審査はAI審査が行われているのをご存じでしょうか?そのため減点とされている審査事例が以前よりも増えているようです。今回はAI審査の影響で変わりつつある「返戻や減点の現状」をメインテーマに開催いたします。減点されてしまうと再審査請求を諦めて泣き寝入りしてしまう先生も多いのではないのでしょうか。泣き寝入りしないためにも協会に寄せられている相談事例から最近の傾向を知り、地域の先生方同士で懇談し、情報共有を行いませんか?その他にも、最新の情勢に応じた内容もお伝えします。

※ご参加の方には、事前にアンケートで具体的に聞きたい点や悩みなどを募り、その内容をもとに懇談します。

◆城東地区懇談会

日時 10月14日(土)午後7時～8時30分予定

会場 シアター1010・視聴覚室

住所 足立区千住3丁目92 千住ミルディスI 番館

◆多摩地区懇談会

日時 10月28日(土)午後7時～8時30分予定

会場 女性総合センター・第2学習室

住所 立川市曙町2-36-2

◆城南地区懇談会

日時 11月11日(土)午後7時～8時30分予定

会場 きゅりあん・第3講習室

住所 品川区東大井5-18-1



予約フォーム

参加費 無料(当日は会員証を受付にご提示ください)

定員 各回30名程度

要予約 会員本人の参加となります。

※会場の都合上、予約が必要です。予約は右QRから。

お問い合わせは、協会組織部まで(Tel:03-3205-2999)。

第6回院内感染防止対策講習会

～歯初診～

歯初診のための院内感染防止対策講習会をZoomウェビナーを用いて開催いたします。今回は昼の時間帯に、WEBのみで開催予定です。参加予約はデンタルブックMyPageから行います。参加費のお支払いは、参加登録後にZoomより届くメール内に記載の決済URLよりお支払いいただきます。なお、今講習会は視聴後に確認テストを行い、合格した方に修了証をメールにてお送りする予定です。途中参加、途中退室は受講修了とはみなされませんのでご注意ください。

日時 9月27日(水)午後1時～2時

講師 濱崎 啓吾氏(東京歯科保険医協会理事)

会場 Web開催(*4)。会場参加はありません。

定員 500名

対象 会員

参加費 1,000円

予約 デンタルブックMyPageからお申し込みください。



デンタルブックログインページ

第2回施設基準のための講習会

～歯初診・外来環・歯援診・か強診～

この講習会は、1日で「歯初診」「外来環」「歯援診」「か強診」の施設基準に対応した研修要件を修了できます。また、医療法で定められている年2回の医療安全講習会にも対応しています。

【注意】「外来環」「歯援診」「か強診」の施設基準には、研修の再受講の要件はありません。

日時 10月29日(日)

①歯初診、外来環、歯援診、か強診コース:午後1時～6時30分

②歯初診、外来環コース:午後4時～6時30分

講師 繁田 雅弘氏(東京慈恵会医科大学精神医学講座 教授)

坂下 英明氏(明海大学 名誉教授/朝日大学 客員教授/

我孫子聖仁会病院 口腔外科センター長)

馬場 安彦氏(東京歯科保険医協会 副会長)

森元 主税氏(東京歯科保険医協会 理事)

会場 ワイム貸会議室 高田馬場 3F(*2)

定員 100名

対象 会員

参加費 ①のコース(4種類):8,000円(修了証代込)

②のコース(2種類):5,000円(修了証代込)

予約 右のQRからお申し込みください。



予約フォーム

ご参加申し込み

お電話(☎03-3205-2999/平日9:30~17:30)、
または右のQRを読み込み、WEBから
ご予約ください。
ご参加いただいた皆さまに記念品をプレゼン
トします。※記念品は変更になる可能性があります。

▼参加予約はコチラ



記念モバイルバッテリー&クッキー



記念品
プレゼント

みんなで祝おう!

ぜひスタッフ・ご家族と一緒にご参加ください!

9/10(日)
参加費無料

第1部



記念シンポジウム

「これからの歯科を考える」

13:30~15:30(受付13:00~)

都市センターホテル5F オリオン



国民に貢献する歯科医療ー今後の方向性についてー

田口 円裕 氏

(東京歯科大学 歯科医療政策学 教授)



今後の歯科医療の充実に向けてー歯科保険診療の視点からー

宮原 勇治 氏

(社会保険診療報酬支払基金審査統括部 歯科専門役)

東京歯科保険医協会

50周年記念企画

第2部



これからの歯科を考える

～今後もより一層頼りになる存在としてあるために～

日時:9月10日(日)午後1時30分～午後6時

会場:都市センターホテル

(東京都千代田区平河町2-4-1)

記念レセプション・
ミニデンタルショー

16:00~18:00(受付15:15~)/都市センターホテル3F コスモス

豪華景品を当てよう!

大抽選会



BALMUDA The Brew



PlayStation®5 (CFI-1200A01)

©2020 Sony Interactive Entertainment Inc.



Anker 521 Portable Power
Station(PowerHouse 256Wh)



ReFa FINE BUBBLE ONE



ヘアードライヤー ナノケア
EH-NA0J



Dyson Digital Slim Origin



AlpenGroup SPORTS GIFT

※景品は一例です。変更になる場合がございます。

豪華な賞品が揃う大抽選会を開催!
記念レセプションに参加してほしい商
品を当てよう!

ミニデンタルショーでは、保険請求に
関わる機材や材料等を中心に、各企
業のおすすめ製品を出展! ぜひご参
加ください!

ミニデンタルショー
出展企業一覧

- ・科研製薬株式会社
- ・サンメディカル株式会社
- ・株式会社歯愛メディカル
- ・株式会社松風
- ・株式会社ジーシー 東京支店
- ・パナソニック株式会社
- ・株式会社丸山医療器械
- ・株式会社モリタ
- ・株式会社モリムラ
- ・YAMAKIN株式会社

協賛企業一覧(敬称略)

有限会社アイ・デンタルサービス、税理士法人税制経営研究所、株式会社ヒョーロン・パブリッシャーズ、株式会社アサカワ保険事務所、神田お玉ヶ池法律事務所、株式会社きかんし、株式会社湖池屋、大樹生命保険株式会社、太陽生命保険株式会社、東京合同法律事務所、株式会社トクヤマデンタル、富国生命保険相互会社、ペントロンジャパン株式会社、株式会社丸山医療器械、三井住友海上火災保険株式会社、明治安田生命保険相互会社

ホームページアドレス <https://www.tokyo-sk.com/> e-mail info@tokyo-sk.com



協会は7月27日、協会会
議室で、「第2回これから
始める歯科訪問診療講習会
―臨床の基礎―」を開催
し、定員いっぱい13名が
参加した。講師は6月26日

これから始める歯科訪問診療講習会 「臨床の基礎」をテーマに開催

協会は7月27日、協会会
議室で、「第2回これから
始める歯科訪問診療講習会
―臨床の基礎―」を開催
し、定員いっぱい13名が
参加した。講師は6月26日

また参加者との
ディスカッション
も行われ、「歯科
訪問診療に行くこ
きの交通手段」や
「持っていくと便
利なもの」など、
歯科訪問診療に関

東京歯科保険医協会の研究会、講習会は
会員の先生、内容によりスタッフの方も受
講することができます。また、「保団連情報
サービス」を利用することで、他協会の講
習会等も受講できます。ぜひ、ご利用くだ
さい。ご連絡をお待ちしております。

TBI&PMTc・デブライドメント 講習会を開催



"あきらめないサポート"が大切

7月30日、ワイム貸会議
室高田馬場にて、第2回ス
タッフ講習会「TBI&P
MTC・デブライドメン
ト」が行われた。講師は歯
科衛生士の波多野映子氏古
畑歯科医院勤務/写真(内)
が務め、18名が参加した。
波多野氏は、患者さんへ

の声かけ、セルフケアと
もに、歯科衛生士のPMT
C・デブライドメントのプ
ロフェッショナルケアをラ
イフステージに合わせ対応
する大切さについて、古畑
歯科医院のさまざまな長期
症例をもとに紹介した。
また、PMTc・デブラ
イドメントでは、参加者の
臨床のヒントになるよう
、動かし方を映した動画
の上映もされた。
参加者からは、「長期で
見るこの大切さを改めて
実感した。あきらめないサ
ポート」というワードが響
いた「PMTcでポリリ
シングを行う際に、側方圧
をかけすぎてしまっている
と気付くことができた」な
どの感想が寄せられた。
今後のスタッフ向けの講

未経験スタッフのための 基礎講習会を開催



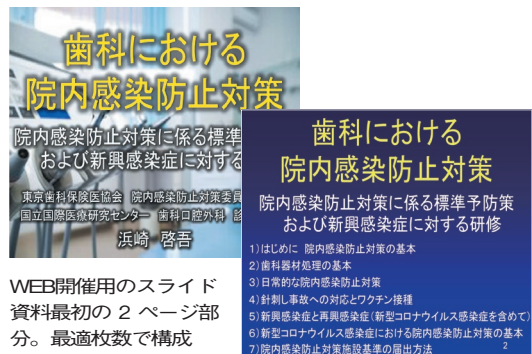
日頃の疑問や悩みも解決

歯科業界未経験、または
経験の浅いスタッフを対象
とした「未経験スタッフの
ための基礎講習会」が7月
21日、ワイム貸会議室高田
馬場で行われ、30名が参加
した。講師は協会の経営管
理部担当の半田紀穂子・岡
田尚彦の両理事が務めた。
前半は半田理事が、診療

所スタッフとしてふさわし
い身だしなみ、保険証など
に記載されている個人情報
の取り扱いを説明した。歯
式や印象材、セメントの練
り方など実技面は、実際の
動画を用いて説明した。
後半は、岡田理事が歯周
病や欠損補綴、インプラ
ントの特徴や治療の流れなど
について解説した。

最後に参加者を4グルー
プに分け、各グループに経
営管理部担当役員を配し講
習の内容や日頃疑問に思っ
ていることについて質疑応
答の時間を設けた。参加者
からは、日頃の業務で疑問
に思っていることなど多く
の質問が出され、各講師が
丁寧に回答した。アンケー
トでは、普段聞けない悩み
や不安の解消ができた、と
の声が多数寄せられた。

院内感染防止対策講習会を開催 会員からの熱望に即応し企画



協会は会員の要
望に即応して8月23
日に第5回院内感
染防止対策講習会
を開催した。
WEB参加は9
名、会場参加1名
の計10名が参加し
た。施設基準の定
例報告の案内が各
医療機関に届いた
ため、会員から研
修受講の要望が複
数件寄せられ、急
遽開催となった。
セル待ちや残席わずかの回
であるがスタッフの教育に
活用いただきたい。

◆9月27日に院内感染防止
対策講習会をWEB開催
協会では9月27日にも院
内感染防止対策講習会をW
EBで開催予定。更新だけ
でなく、新規届出等で受講
の必要がある場合は協会ま
で連絡をいただきたい。

「東京歯科保険医新聞」
6月号インタビューに登場
されました経済ジャーナリ
スト荻原博子氏の最新刊「マ
イナ保険証の罠」が8月18
日に書店に並びました。全
国保険医団体連合会主催の
国会内集会でゲストスピー
カーとして、マイナパー
カードに何が起きているの
かという話題を提供し、ま
た他都道府県での公演に忙
しい荻原氏は常に情報を発
信してきました。現段階で
7千件以上の誤登録、医療
現場でのシステム障害、さ
らに2024年秋には、現
行の健康保険証の廃止とい
ったあまりにも拙速、見切
り発車、その場しのぎの政
府の対応への不信感が強ま
つてきています。このまま
の状態ではマイナパーカー
ドの拡充が進めば、さらな
る情報流出のリスクとも
に、様々な問題も増大する
ことでしょう。政府を挙げ
て暴走するDX政策の罠
を、利用者の目線でわかり
やすく解き明かしている本
著のご購読を、ぜひおす
めいたします。

東京歯科保険医協会
副会長 早坂美都

協会から4名が力作を出展

保険医美術展が銀座で開催



実際に、100力所近い画廊としてのの」を出品。さらした。
ギャラリが立ち並ぶ東京
銀座。その一つ、「ギャラ
スワロフスキーを使った
り一晩」で、7月24・30日
「異世界への招待」を出品
まで、東京歯科保険医協会主催
の「第39回東京歯科保険医美術
展」が開催された。沸騰
とまで揶揄された今夏酷暑
の中、延べ来場者数は109人
を数えた。都内の医師を中
心とする14名から、写真や
絵画、工芸などの作品30点
が出品され、協会からは、
副会長の早坂美都氏をはじめ
4名が出品した。

早坂氏は「手描き染め
小紋」と「手描き染めバ
ッグ」を出品。また、会員
の小林顕氏は水彩画「5
月」、渡辺吉明氏は写真2
点として「パノラマビュー
・オープンエアー」と「何

同美術展は東京歯科保
会主催だが、ご厚意により
東京歯科保険医協会会員の
出展を受け付けていただい
ている。出展をご希望の先
生は協会事務局までご連絡
いただきたい。

教えて！
会長!! Vol.74

半世紀を迎えて



協会設立から50周年のこと



東京歯科保険医協会は、国民皆保険制度を守るとともに、保険診療の充実を図るため、歯科保険医の要望に応えるべくして50年前にスタートし、50周年を迎えました。過去から現在までのすべての会員の先生方、事務局員、そして協会にご協力、ご支援を賜った方々に対し、協会を代表して心から御礼申し上げます。

直前に迫っておりますが、9月10日(日)に都市センターホテル(千代田区平河町)で東京歯科保険医協会設立50周年記念として、記念シンポジウムならびに記念レセプションを開催します。「これからの歯科を考える」と題しての記念シンポジウムに引き続き、記念レセプションでは参加されたすべての方に記念品のプレゼント、また豪華景品が当たる抽選会、ミニデンタルショーなどを企画しました。詳細は、本紙6面に記載しています。スタッフやご家族の方も無料で参加できます。協会が設立以来半世紀を迎えることができましたことを多くの方にお迎えし、ともに喜びを分かち合いたいと思います。奮ってご参加のほど、よろしくお願い申し上げます。

協会の経緯と現状を教えてください

今から50年前、第1回の総会は1973年4月22日に開かれ、当時の会員数は180名と記録されています。そして、10年前となる40周年に作成した記念誌『現在 過去 未来へ』2に、当時の松島良次会長が挨拶文で「あと数十名で歯科会員5千名となる予定」と記

されています。すなわち、40年間で約28倍の会員数となり、東京都の多くの歯科医師の先生方にとって協会が必要とされてきたことが分かります。

本年6月18日に第1回から数えて51回目の第51回定期総会が開催され、その直前に会員数は6千名を超

え、現在の会員数は、6千24名(8月25日現在)と直近10年間で1千名以上の先生がご入会されました。この会員増は、さまざまな要因がありますが、その一つには既会員の先生からのご紹介によるものも少なくありません。新たな会員をご紹介いただいた会員の先生に対して、この場をお借りして感謝申し上げます。

現在の協会は、日々の保険診療についての会員の疑問に答えるとともに、開業

医の医院経営のサポート・共済保険・税務・学術・ス

とは容易ではありません。そこで、特に保険制度や歯科医業にかかわる要望を中心に協会は、多くの歯科医師で構成されている一団体としてさまざまなアプローチを行っています。それらのアプローチをするためには、バックアップするツールが必要で、例えば、会

員アンケートの結果、あるいは先生方に署名していただいた紙署名用紙の束を持つて、国会議員や行政に会員の声を要望として届けています。今後も協力よろしくお願い申し上げます。

また、歯科界のあらゆる情報をチョイスして、できるだけ迅速に会員へデンタルブックニュースとしてメ

ール配信、あるいはFAX、協会ホームページなどを通じて発信しています。その際、行政などから発出される少し難解な文章を平易に解説し、さらにその文章の裏、そしてその先を読んだ上で、情報を会員と共有することに努めています。

来年は改定年度で「トリプル改定」が行われますので、先生方にとって情報を知ることが特に重要と言えます。

我々は、2020年前半から長期に渡って新型コロナウイルス感染症による影響を受けてきています。そして、本年になつてオンライン資格確認の原則義務化、マイナ保険証への対応、電子処方箋の導入、続けてオンライン請求の義務化、そして電子カルテの導入など、さらに順番にさまざまな項目が強制されることが予定されています。すなわち、歯科保険医の環境は現在から将来に向かって、対応が困難となる可能性がある案件が控えています。協会は会員のため、これらの案件への対策、対応を行う所存です。未だ会員になられていない先生がいっぱいいます。ぜひ入会をご検討ください。

東京歯科保険医協会
会長 坪田有史

これからも東京歯科保険医協会は、歯科医師が保険で安心してきちんとした診療が日々できるような、そして患者・国民から信頼される歯科診療を提供するためのサポートを行なっています。重ねて半世紀と長きに渡って協会を大きく成長させてくださった先輩方や会員の先生方に心より感謝申し上げます。今後も協会のさらなる発展のためご協力をよろしくお願い申し上げます。

2024年度診療報酬改定は6月実施予定

電子書籍デンタルブックに登録すれば
改定内容がすべてわかります

★ 改定に関する情報をすでに配信中 ★

会員の70%が登録済みです！

会員の先生でご登録をしていないのはもったいない！
東京歯科保険医協会の会員は **無料** です。



▲登録はこちらから

週3回のメールニュースで歯科の重要情報をGET！

件名：改定情報速報！

研究会の案内も豊富で
助成金などの情報も早くで
とても助かります！



300を超える豊富な症例解説で保険請求がわかる！
学術研究会などの動画もいつでも見られる！



前回の新点数説明会の動画配信は
何回も動画で改定の内容を確認できて
複雑な改定を理解できました！



東京歯科保険医協会に入会して改定情報をGETしよう！

歯科医師のための

**医師賠償
責任保険**(G受保険会社)
三井住友海上・東京海上日動万が一の医療上の
トラブルに備えて

歯科診療所におすすめ

**事業活動総合保険
ビジネスキーパー**(G受保険会社)
三井住友海上大切な医療機械等を
破損リスクから守る

歯科医師のための

**第2休業保障
所得補償保険**(G受保険会社)
三井住友海上万が一の休業休診に
備えて収入を補償します株式会社 **アサカワ
保険事務所**

〒141-0031 品川区西五反田 1-28-3

TEL 03(3490)1751

FAX 03(3490)1780

E-mail : info@asakawahoken.co.jp
http://www.dairitenhp.com/asakawahoken/

秋の共済キャンペーンが始まりました！
助け合いの制度にぜひご加入下さい



共済部長 川戸 二三江

共済部では、万一の時の「グループ生命保険」、病気やケガの休業に備えた「休保制度」、将来のために安定して備える「保険医年金」募集キャンペーンを行っています。会員であれば勤務医の先生もご利用いただけます。

春募集で好評だったグループ生命保険40周年記念プレゼント企画も開催いたします。保険会社の職員がお持ちする応募用紙で、ぜひご応募ください。

協会の共済制度は会員同士の助け合いの制度で、お手軽な掛金で充実した保障が備えられます。ぜひこの機会にご加入ください。

共済制度の詳細内容は、本紙折込13・14面のチラシをご覧ください。制度内容やご相談など、お電話でも受け付けております。お気軽にお問い合わせ下さい。

保険医休業保障共済保険は加入時の年齢によって保険料、加入口数が変わります。下の年齢※に該当する先生はその金額で加入できるラストチャンス！
ぜひこの機会にご検討ください！

※保険年齢：加入日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数月が6か月を超える場合は1歳切り上げます。

◎次回申込から掛金が上がります
29歳・39歳・49歳◎次回申込から加入口数上限が変わります
50歳 (8口→5口) 開業医の場合◎今回申込できるラストチャンス
59歳 (昭和39年10月2日～昭和40年2月1日)共済部
だより

●忘れてないかあの診療

●落としてないかその点数

金属床総義歯

(保険外併用療養費と院内掲示)

金属床総義歯を例に、保険外併用療養費制度の取り扱いや定例報告、院内掲示について解説する。

患者：62歳・男性
主訴：義歯が割れた。
所見：1年以上前に自院で製作した上顎の総義歯が口蓋中央で破折、分離している。
上顎に残根はない。
傷病名：7十7 P2 7十7 義歯破損, 義歯フテキ→MT
施設基準：歯初診 明細 医管
保険外併用療養費：金属床総義歯（上顎・チタン：20万円）

月日	部位	療法・処置	点数
8/18		再診 明細	56+1
		上顎総義歯が割れたと来院。口蓋中央部で破折している。	／
	7十7	単imp（アルジネート）	42
		床修理	375
		破損部位を模型上で即重レジンにて修理。	／
		歯リハ1（1） 4 5 部分の内面を削合	124
		新製の希望あり。金属床とレジン床義歯の違いを説明。	／
8/25		再診 明細	56+1
		義歯は使えているとのこと。	／
		S R P後の再評価の結果、義歯の新製を行うこととする。	／
	3十3	浸麻（O A＋オーラ注1.5m l）	／
		S R P	60×6
		医管（術前、術中、術後の状態をモニタリング）	注⑤ 45
		血圧 138～140/82～90mHg	／
		脈拍 78～90/分	／
		S p O2 97%	／
		歯管（管理内容 略）	100
		実地指1（指示内容 略）（文書提供 添付）	80
9/1		再診 明細	56+1
		前回処置後に違和感なし。異常所見なし。	／
	7十7	P基検（結果 略）	110
		歯周病の状態は安定している。	／
		金属床義歯を希望。保険外併用療養費を説明。	／
		歯管（管理内容 略）	100
		実地指1（指示内容 略）（文書提供 添付）	80
	7十7	補診	90
		欠損部の状態に問題はない。チタン製の金属床総義歯で	／
		硬質レジン歯を用いた義歯の設計とすることを説明。	／
		単imp（アルジネート）	／
	7十7	歯リハ1（1）（内容 略）	124
9/8		再診 明細	56+1
		特殊印象（各個トレー＋ラバー系印象材）	272
9/15		再診 明細	56+1
	7十7	B T（蠟堤）	283
9/22		再診 明細	56+1
	7十7	試適	190
9/29		再診 明細	56+1
	7十7	義歯装着	注⑥ 2,949
		人工歯	注⑥ 62+87
		義管（文書提供 添付）	注⑦⑧ 230

《解説》

注① 保険外併用療養費制度における金属床総義歯は、費用の総額を明示した上で、保険外併用療養費として保険給付される熱可塑性樹脂総義歯の製作や装着に係る保険点数の相当金額を控除した金額を患者から受領するものである。

注② 保険外併用療養費制度における金属床総義歯は、無歯顎の患者が対象。生活保護の患者並びに残根上の総義歯、インプラント上の総義歯および部分床の金属床義歯は対象とならない。

なお、本制度を用いずに、無歯顎の患者に対する自費での金属床総義歯の製作は認められていない。

注③ 保険外併用療養費を行う場合は、金額などを定めた上でその内容を厚生局へ報告する。報告書類は厚生局ホームページからダウンロードする。内容に変更があった場合も報告する。

また毎年7月の定例報告において、実施状況を厚生局へ報告する。

注④ 保険外併用療養費の金属床総義歯を行う医療機関は、金属床総義歯の概要及び金属床総義歯に係る費用について、院内掲示する。

その他に、院内掲示をすべきものとして、明細書の発行状況、届出している施設基準および半年以内の義歯の再製作ができない取り扱いなどがある。

院内掲示見本はデンタルブックのデンタル書庫内に
あるためご参照をいただきたい。

デンタルブックへログイン・新規登録はこちらから

デンタルブックには豊富な症例解説や院内掲示見本などが揃っており、メールニュースで歯科に関する重要な情報を発信している。協会の会員は無料で利用できるため、ぜひご活用いただきたい。

＜保険外併用療養費の金属床総義歯の院内掲示の例＞

金属床総義歯は総義歯（総入れ歯）の床の部分に金属を使用したもので、通常の義歯と比べて床がうすく快適に使用できます。当院で金属床総義歯を希望される場合は、下記の価格の一部が特別の料金（保険外併用療養費）として保険で給付されます。保険で給付される費用は診療日数などにより異なりますが約〇〇円ほどです。ただし、その分の一部負担金はかかります。

なお、歯ぐきの状態などにより、金属床総義歯が適さない場合がありますので事前に主治医とご相談ください。また領収書は必ずお受け取りください。

コバルトクロム床	上顎〇〇円	下顎〇〇円
チタン床	上顎〇〇円	下顎〇〇円
金床	上顎〇〇円	下顎〇〇円

注⑤ 医管の算定には施設基準の届出と院内掲示が必要。対象となる治療中には患者の血圧、脈拍、経皮的動脈酸素飽和度を経時的に監視し、必要な医療管理を行う。

注⑥ 保険外併用療養費の金属床総義歯の保険請求は、熱可塑性樹脂の総義歯の点数として請求する。そのため、装着日の金属床総義歯の点数は、熱可塑性樹脂の総義歯および熱可塑性樹脂レジン歯となる。

注⑦ 特別の料金は掲示価格から保険外併用療養費を控除した金額となり、患者に請求する。

＜今回の場合：掲示価格を20万円としていた場合＞

(1) 掲示価格：200,000円

(2) 保険外併用療養費：4,443点×10円＝44,430円

（内訳）

- ・再診料(5回)：56点×5回
- ・補診：90点
- ・印象採得：272点
- ・咬合採得：283点
- ・試適：190点
- ・熱可塑性樹脂義歯：2,949点
- ・人工歯：149点
- ・義管：230点

(3) 特別の料金：200,000円－44,430円＝155,570円

注⑧ 特別の料金の領収書には、保険外併用療養費制度に係る一部負担金と特別の料金を記載する。なお、特別の料金は消費税の対象となる。

※ 実際に即してご請求ください ※



奥村 勝

Masaru Okumura

おくむら・まさる オクネット代表、歯科ジャーナリスト。明治大学政治経済学部卒業、東京歯科技工専門学校卒業。日本歯科新聞社記者・雑誌編集長を歴任、退社。さらに医学情報社創刊雑誌の編集長歴任。その後、独立しオクネットを設立。「歯科ニュース」「永田町ニュース」をネット配信。明治大学校友会代議員(兼墨田区地域支部長)、明大マスコミクラブ会員。

「口唇口蓋裂議員連盟」が会合

榎昭和大歯科病院長が講演 歯科から島村議員が参加

▼設立は6月20日
自民党・公明党の与党による「口唇口蓋裂議員連盟」の設立総会が6月20日に行われ、初会合を開催した。役員として、会長には衆議院の橋本岳議員(自民党)、事務局長に細野豪志議員(自民党)、事務局次長に吉田宣弘議員(公明党)、幹事に山本博司議員(公明党)、顧問には野田聖子議員(自民党)が、それぞれ選任された。

▼7月27日に第2回会合
続いて同議連は7月27日、参議院議員会館内の会議室で第2回会合を開催した。今回は、昭和大学歯科病院長で同大特任教授を務める榎宏太郎氏が講師に招かれ、「口唇口蓋裂」について講演を行った。

会合は、吉田事務局次長の司会で進められ、特に口唇口蓋裂の課題として、前回、指摘された内容を集約した。「現在18歳未満は育成医療、18歳以上は更生医療に分類されている。その一方で、顎修正手術並びに手術後の歯科矯正治療は身体成長がほぼ完了する18歳以降が望ましいとされているが、現在の更生医療制度下での身体障害者手帳の取得が取りづらい」などと指摘。患者側からも「育成医療の年齢期限延長」などを求める声があることを紹介。こうした社会的な課題に対し、臨床的な発症(生誕)からその後の成長過程に伴う口唇口蓋裂症状への対応について説明を行った。

▼昭和大学歯科病院長の講演内容
一方、榎病院長は、口唇口蓋裂学会理事長を歴任した経験から、改めて口唇口蓋裂の形成外科・口腔外科から矯正歯科診療を臨床的な視点から説明。まず「外科的診療のその技術も発展してきている。日本のレベルはトップクラスであると思われる。矯正歯科も上顎と下顎の成長速度が違うので、下顎が前に出てしまうのです。その問題への対応が重要ですが、そのレベルも良くなっています」としつつ、「障害者総合支援法、自律支援医療(更生医療・育成医療)」についても併せて説明。特に、障害者総合支援法の対象として区市町村が実施主体になる「自立支援医療」にも言及し、「対象は18歳未満で、音声、言語、咀嚼機能障害のある児童であること」などを紹介した。

講演後に行われた質疑応答では役員(議員)の橋本会長から「育成医療・更生医療の適用には規定があるが、口唇口蓋裂の治療が終える術後の年齢が23〜26歳となるとその差のギャップをどう理解するのか」との質問があり、続いて、自民党参議院の島村大議員が「治療期間のことを考えると、ある程度の期間が必要。具体的には夏休みなどになるが、生徒には大事な教育もあるため、その点への配慮が必要」と指摘した。そのほかの参加議員からは、「育成医療・更生医療の適用年齢の延期への課題は何か」「日本口蓋裂学会の認定制度が2019年度からスタートしているが認定医は全体のどの程度を占めているのか」などの質問があった。

▼友の会会員からは
本音を交えた報告がさらに、口唇・口蓋裂友の会会員からは、「診療できる病院も限定されているのが現実。都市部と地方では違いがあります。手術後の診療の対応がバラバラです」「まだ、社会に知られていないのも事実。紹介された診療所で『本院では診られない』と、断られることもありました」など、現状からの意見を交えた報告が行われ、その改善項目を役員に訴えた。

保団連 情報サービスのご案内

保団連が運営する「保団連情報サービス」に登録しますと、他協会・医会が開催する研究会などにWEB参加できます。右のQRよりご登録できます。



▼育成医療と更生医療の課題検討を再確認
なお、今回の会合では、特に行政・法律面からの指摘がクローズアップされたが、育成医療(18歳まで)と更生医療(18歳以上)への理解・課題などが、さらに議論を詰める必要があると各議員から再確認され、衆院法制局からも「今後のこの年齢規定の件、厚労省と議論すべく申し入れています」と報告された。内閣提出法案と議員立法の相違と適否などについて、専門の立場からの説明も行われた。

歯科医療界ではあまり話題にならない「口唇口蓋裂」ですが、議連の活躍に期待します。

ただ、私の立場からは、患者関係者には、さらに歯科への理解を願うばかりです。

理事会 だより

2023年度
第10回
理事会

◆第10回理事会◆

7月28日(金)午後7時00分〜10時5分。会長、副会長5名、理事13名、監事2名、事務局6名の出席。

【情勢報告】①オンライン資格確認システム義務化、オンライン請求義務化、健康保険証の廃止、②診療報酬・介護報酬について、③その他(新型コロナウイルス、インボイス制度など)の報告を確認。

【運動課題】「保険証を残してください」国会内集会(7月26日)の参加報告、秋の運動として、「現行の健康保険証を残してください」請願署名とポスターを「月刊保団連」9月号に同封して会員に送付することを確認。

【政策課題】2024年度東京都予算について、東京都要請、都議会各会派とのヒアリングの要請項目と内容を討議のうえ

確認。

【各部検討課題】①7月5日開催の中医協総会で提案された「歯科医療(その1)」についての社保・学術部長談話、②東京都からの依頼に基づき、医療用物資(個人防護具)の配布について、会員に周知したこと、③歯科技工所アンケートを東京都内の1千806の歯科技工所に送付すること、④オンライン資格確認トラ

協会設立50周年を迎え「回顧」



協会設立40周年記念特別企画懇親会の会場。参加者は340人を超えた



歯科単独4協会による会長・理事長対談の様相

2013年5月、協会は設立40周年を迎え、千代田区平河町の都市センターホテルで記念特別企画を開催した。写真上は、その時のレセプション会場でのワンシーン。参加者は340人を超えた。

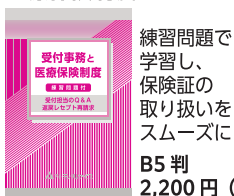
さらにこの翌月には、協会の呼びかけによって、東京・京都・福岡・大阪の歯科単独

4協会による史上初の「会長・理事長対談」を実現させた。

あれから10年が経過し、本紙10面「理事会だより」の「組織の現勢」にあるように、協会会員数は6000人を超えた。そして、来たる9月10日(日)には協会設立50周年記念企画を開催する。会場は、10年前と同じ都市センターホテル。今後の歯科医療の行方を占うシンポジウム2題のほか、その場で景品が当たる「大抽選会」も実施するので、ご家族やスタッフの方を誘い合わせの上、ぜひ、ご参加いただきたい。

現場で役に立つ“本作り” を目指しています。

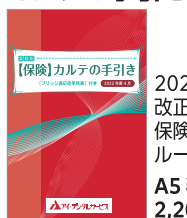
受付事務と 医療保険制度 (練習問題付)



練習問題で
学習し、
保険証の
取り扱いを
スムーズに

B5判
2,200円(税込)

カルテの手引き



2022年4月
改正に対応。
保険点数の
ルールブック

A5判
2,200円(税込)

歯科アシスタント MY BOOK



新人スタッフ
の教育に
スタッフの
再教育に

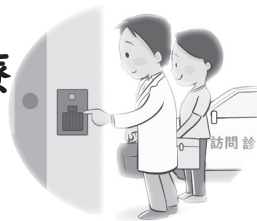
A5判
1,650円(税

お求めは **アイ・デンタルサービス**〒108-0073 東京都港区三田 3-4-6-801
☎03-3798-1778 FAX03-3798-8505ホームページアドレス <https://www.tokyo-sk.com/> e-mail info@tokyo-sk.com協会活動日誌
2023年8月

- 1 火 第5回広報・ホームページ部会
- 2 水 第5回経営管理部会
- 3 木 杉並区歯科保健医療センター訪問
第5回共済部会
- 4 金 第5回総務会議
- 7 月 第6回50周年企画・運営実行委員会
- 23 水 第5回組織部会

- 24 木 第10回理事会、会員無料相談
- 29 火 第7回50周年企画・運営委員会
- 31 木 2024年度東京都要請、インボイス研究会、都民ファーストの会
東京都議会立憲民主党ヒアリング

～先生の一步につなぐ～ 私の歯科訪問診療



第1回
地域医療部担当理事 横山 靖弘

「歯科訪問診療をはじめようと思っているが具体的なイメージがつかめない」「歯科訪問診療をしている先生はどのように行っているのだろうか？」一。

先生方は、訪問診療でお悩みではないですか？今号より地域医療部担当役員や部員、会員の先生らが印象に残った訪問診療の経験や患者との診療のエピソードをコラムにして掲載します。他の先生がどのように訪問診療をしているのか。実際の訪問診療のイメージをつかみ日々の診療に活かしていただければ幸いです。

地域医療部長 森元主税

私が出会ったある患者Aさんの話をしたい。まだ、当院で歯科訪問診療に対する電話対応の打ち合わせができていない頃の出来事だ。

歯科訪問診療の依頼の電話は、受付が取った。通院歴のあるAさんの娘さんからだった。細かい点は記憶にないが「歯が抜けて入れ歯が合わなくなった」という。Aさんは旦那さんが亡くなったことで一人暮らしとなり、時々娘さんがお孫さんを連れて様子を見ていた。

歯科訪問診療の依頼は娘さんからの電話だけなので口腔の状態などがよく分からない。受付がもう少し状況を聞いてくればと思ったが仕方ない。義歯を製作してからだいぶ時間が経っているため、鉤歯がコアごと脱離して義歯が維持できなくなったのかもしれない。それなら脱離再装着は無理だとしても、隣在歯にクラスプを架け替えるだけで済みそうだな、少ない情報であれこれ考えた。何もわからない状態だったが、Aさんが家で困っていることを思い「まずは行こう」と、歯科訪問診

療を開始したのである。

今、先生が歯科訪問診療の依頼があつてどうしようか迷っているとしたら、私は「すぐにでも行きなさい」と言いたい。

まずは、住環境や家族構成、全身状態、口腔内や義歯の状況確認などを行い、今後の治療計画を立てるだけでも十分である。とにかく行って、口腔内を確認してみないと分からない。訪問するだけでも、患者はとも喜んでくれる。

歯科訪問診療の多くは義歯関係で点数も100分の50点が加算されるものが多く、歯科訪問診療料と合わせれば2千点を超え、在宅であれば別に介護保険も請求できる。高価な機材も不要である。

歯科訪問診療を始めるのに不安を感じる先生もいるかもしれない。協会では「これから始める歯科訪問診療講習会」を定期的に開催している。まずは講習会に参加することからでもよい。何か一步、歯科訪問診療に踏み出してみよう！

マイナ保険証トラブル 会員から不安の声 「国民は安全なシステムだと思い込み…」

マイナ保険証のトラブルが止まらない。協会にも不安を抱く会員の先生から相談が寄せられる。今回は、会員のA先生（都内）から寄せられた意見を紹介する。

昨今、個人情報売買され、犯罪組織などに悪用されるなどの報道が相次ぐ。個人情報の在り方について関心が高まっているが、マイナンバーカードには健康保険証や年金受取口座など高度な個人情報も付けられている。A先生は、「もし情報が漏洩してしまった場合に、犯罪組織に使われてしまうのではないかと懸念している一人だ。A先生は、徳島県の半田病院をはじめとする医療機関で相次いだランサムウェアの被害について触れ、「医療機関へのサイバー攻撃の事例に対して、解決できた」という情報を聞いたことがないので心配している。国がサイバー攻撃を受ける可能性もあり、マイナ保険証関連のトラブルを含め、日本のセキュリティ対策が万全であると言えるでしょうか」と、マイナ保険証へ一本化した際の危険性を挙げた。

最大2万円分のポイントが付与されることで、多く

の人々が申請したマイナンバーカードについては「良い部分だけではなく、リスクと補償について、国民に周知するべきではないか」と、政府に国民が多種多様な意見を持っていることを認識し、対応してほしいと思いを語った。実際、マイナポータル利用規則の第26条には、利用者が損害を被った場合について、「責任を負わない」と記載がある。「国民は安全なシ

ステムだと思い込んでいるし、何かあっても国が責任を取ってくれると認識してしまっている」とA先生。最後には、「保険医協会からも強く呼びかけていただき、国民に正しくリスク、セキュリティ、補償を理解してもらえれば助かる人々は少なくないと思う」と力を込めた。

こうした先生の思いを受け、協会は引き続きマイナ保険証の問題に取り組む。

歯科医院の効果的な チャットアプリ活用と 労働基準法の遵守 その1

IT 相談室

永田 康祐
クレセル株式会社

ながた・こうすけ
歯科専門にサイト製作、運用、コンサルティングを行い歯科関連サイトの運用は常時120件を数える。

近年、SNSやチャットアプリ（以下、SNSなど）がコミュニケーション手段として活用されるようになりました。歯科医院においても業務の効率化やスムーズなコミュニケーションの手段として活用するケースが増えています。しかし、SNSなどを活用した業務連絡等については、一斉に連絡ができるなど便利な反面、注意しなければいけない点があります。これらの点について解

通信員便り No.137

機関紙8月号について、通信員50名の便りの中から抜粋しました。

◆「教えて！会長!!」では3回にわたり電子カルテをテーマとしました。ご感想を。

・電子カルテはカルテ保管の場所を取らないのがメリットですが、PCの故障や不具合が起きた時の対応が大変そうなので、義務化にならないでほしいです。

・2030年に普及率90%としているそうですが、電子保存の三原則の一つの真正性のタイムスタンプについて、瞬時に正確にカルテ入力できるのか否か。整備のため猶予を持たせていただきたい。

セキュリティ対策も気になる。導入費用やランニングコストに対する補助金も考えてもらいたい。

・電子カルテの三原則に關し、①真正性、②見読性、③保存性について納得しました。停電に備えて「紙」でも保存する必要があるのではないか。

・医科系の病院で電子カルテを経験していない歯科医が多いので、レセコンと電子カルテの違いはほとんど認識できていないのではと思っています。

・医科とは診療形態が異なるため電子カルテ加算

説し、適切な運用方法について考えてみましょう。

【労働条件とチャットアプリの関係】

労働基準法は、労働者の権利保護と健全な労働環境の確保を目的として制定された法律です。この法律に基づき、就業規則や労働契約などが結ばれ、賃金や労働時間、休憩時間など労働条件が定められます。

さて、労働基準法や就業規則、労働契約など（以下、労働基準法等）で定められている就業時間と、始業時刻から終業時刻までの時間のことであり、使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます。休憩時間や終業時刻以後の時間は、労働者は使用者の指揮命令下にはありません。

（医科の外来管理加算のようなもの）があればいいのではないかと。

・電子カルテは患者情報を電子データとして保存し、すべての情報が一元管理されるということです。が、「すべての情報」とは何を指すのでしょうか。

・時代的な流れとしてデジタル化はしょうがないと思うが、やはり年を重ねてくると新しい物を取り入れることに対応が鈍くなりがちなのでそういう面でも不安やトラブルになりそうなのがある程度クリアにして制度化を

せん。このことを念頭に少し考えてみたいと思います。

【就業時間との関係】

就業時間外にSNSなどを使って業務連絡を行う場合には注意が必要です。仕事に関する連絡は簡単な場合であっても「仕事」であり、賃金支払いの対象となります。また、就業時間外に送られたSNSなどの連絡を「見なければいけない」「必要に応じて返信をしなければいけない」など、あらかじめ定めておく必要もあります。これらを事前に定めておくことで、業務連絡としての活用が可能となるでしょう。これらの取り決めがない場合は、見るも見えない受け手任せになり、業務連絡とし

【自己判断による労働の回避】

SNSなどで業務連絡を行ったところ、スタッフが気を利かせて、就業時間外に自主的に翌日の準備を行った。仕事への意欲については褒めたいところですが、

進めてほしい。
時代の流れで仕方ないことなのでしょうが、不安が一杯です。

・電子カルテについては、既に小生には夢物語です。5年以内の開院を考えていますが、若手の先生は大変な時期を迎えます。息子2人を歯科医師にしたことが良かったのかと、考えています。

・またギリギリまで何もせず、期限が迫ってから仕方なく重い腰を上げると思う。

・歯科における電子カルテの話は昔からあり、特段何か変わるものではないのでは。まずはマイナ保険証・オンラインシステムをきちんと確立してから取り組んでほしい。

が、この場合も時間外労働として賃金が発生する可能性があります。明確な指示はなくとも、SNSなどの連絡が「指示」と取られれば、時間外労働と解釈されかねません。

【利用の制限】

36協定を締結・届出し、SNSなどの利用について取り決めをしてもそれだけでは不十分です。先輩スタッフが後輩スタッフに、就業時間外にSNSなどを活用して仕事のアドバイスをするなど考えられます。就業時間外にメモのつもりで行ったSNSなどの投稿を見た後輩スタッフが、そのことでやり取りを行うなどした場合には、業務と取られる可能性があります。

